平成２２年（フ）第１４５号
鳥取県米子市尾高1136番地
債務者　中井　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４６号
鳥取県米子市尾高1136番地
債務者　中井　範子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３８３号
愛媛県松山市森松町467番地８　グランドハイム森松102号
債務者　藤田　雅美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
愛媛県東温市南方1889番地４
債務者　西田　徳和
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２２号
愛媛県松山市来住町483番地１　コーポ波藤201号
債務者　栗田　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２３号
愛媛県松山市来住町483番地１　コーポ波藤201号
債務者　栗田　博子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
愛媛県東温市南方2061番地８
債務者　清水　正之
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２８号
愛媛県伊予郡松前町大字浜781番地９
債務者　佐々木健二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３１号
愛媛県松山市北久米町1113番地９　コーポ北久米10Ｂ号
債務者　松浦　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３６号
愛媛県松山市東長戸１丁目２番13号　グリーンハイツ東長戸403号
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３８号
愛媛県松山市菅沢町甲977番地12
債務者　吉岡　智子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地437、申立時の住所佐賀県伊万里市二里町八谷搦13番地５
債務者　山浦麻衣子（旧姓伊佐見）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１６０号
佐賀県伊万里市瀬戸町6664番地の２
債務者　釘島　洋貴
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9958番地　市営第二山下住宅６号
債務者　近藤　謙治
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6461番地２　グリーンコーポ３号
債務者　掛橋　康広
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８３号
佐賀県伊万里市松浦町桃川2981番地
債務者　松尾嘉寿美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５６１号
熊本市春日４丁目２番18号　藤江コーポ102号
債務者　北川　静子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部